

気象警報発表時等における授業等の取扱いに関する申合せ

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

- 1 この申合せは、台風等の自然災害等による学生の事故を防止するため、気象警報発表時等における授業等の取扱いに関し必要な事項を定める。
(定義)
- 2 この申合せにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 気象警報 佐賀地方気象台が、佐賀市を含む次のいずれかの地域について発表する警報（暴風雪警報，暴風警報，大雨警報及び洪水警報に限る。）をいう。
 - ア 佐賀県
 - イ 佐賀県南部
 - ウ 佐賀県南部のうち佐賀多久地区
 - エ 佐賀県南部の佐賀多久地区のうち佐賀市
 - (2) 授業等 授業（定期試験期間における試験を含む。）をいう。
 - (3) 実習等 教育実習，病院実習，介護等体験実習及びインターンシップ等をいう。
(休講措置)
- 3 次に掲げる場合，その日の授業等は休講とする。
 - (1) 午前6時に気象警報が発表されている場合
 - (2) 午前6時から午前8時50分までの間に気象警報が発表された場合
- 4 前項以外の休講措置は，学長があらかじめ指名した副学長，各学部長及び教養教育運営機構長の協議により決定し，速やかに学長に報告するものとする。
(周知方法)
- 5 前項に係る休講措置の周知は，次に掲げるところによる。
 - (1) 学生センターは，学生に対して掲示等により速やかに周知する。ただし，授業等実施中の場合は，担当教員を通じて周知を図る。
 - (2) 担当授業等が休講となる非常勤講師については，学生センターから電話等により速やかに周知を図る。
 - (3) 学生センターのホームページに掲載する。
 - (4) テレビ・ラジオ等を通じて周知を図る。
(警報の確認)
- 6 警報の発表及び解除の確認は，テレビ・ラジオ等の発表によるものとする。
(実習等)
- 7 実習等においては，各実習先の判断によるものとする。
(休講措置の補充)
- 8 休講措置の補充については，学長があらかじめ指名した副学長，各学部長及び教養教育運営機構長の協議により決定する。
(その他)
- 9 前各項に定めるもののほか，津波，地震その他不測の事態が生じた場合についても，前項までの定めを準用する。
- 10 医学部専門教育科目における気象警報発表時等の授業等（実習等を含む。）の取扱いについては，医学部が別に定める。

この申合せは，平成16年4月1日から実施する。

この申合せは，平成18年9月12日から実施する。

この申合せは，平成20年4月17日から実施し，平成19年9月12日から適用する。

この申合せは，平成22年4月1日から実施する。

この申合せは，平成22年5月28日から実施する。

佐賀大学定期試験実施要項

平成16年7月21日
大学教育委員会制定

- 1 定期試験は、原則として、所定の期間内に行うものとする。
- 2 定期試験の校時は、次のとおりとする。
 - 第1校時 8：50～10：20
 - 第2校時 10：30～12：00
 - 第3校時 13：00～14：30
 - 第4校時 14：40～16：10
 - 第5校時 16：20～17：50
- 3 定期試験問題は、印刷に付することを原則とする。
- 4 試験監督者は、受験者が100人を超える場合は、2人以上配置とすることが望ましい。
- 5 試験監督者は、原則として、教員とする。
- 6 遅刻については、試験開始後10分までは入室を許可し、受験させる。
- 7 退室については、試験開始後30分間は許可しない。
- 8 定期試験成績は、試験終了後速やかに、学部にあつては当該学部又は 教養教育運営機構の教務を担当する係に、大学院にあつては各研究科の 教務を担当する係に、提出しなければならない。

附 則

この要項は、平成16年7月21日から実施し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成19年7月13日改正）

この要項は、平成19年7月13日から実施し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成22年2月8日改正）

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

成績評価の異議申立てに関する要項

(平成19年1月30日制定)

1. 全授業科目において、担当教員は、成績評価に用いた答案、レポート等を成績通知後から3か月間保存するものとする。
2. 学生は、成績通知後、1か月以内（やむを得ない事情がある場合は、2か月以内）に担当教員に申し出て、自己の提出した答案、レポート等を確認するため、閲覧することができる。
3. 学生は、成績評価に質問又は異議がある場合は、成績通知後1か月以内（やむを得ない事情がある場合は、2か月以内）に担当教員に申し出ることができる。担当教員との協議によっても成績評価に対する疑義が解決されない場合又は担当教員と協議ができない場合には、学生は学部長（教養教育科目にあつては、教養教育運営機構長、大学院の授業科目にあつては研究科長とする。以下同じ。）に異議を申し立てることができる。
4. 前項後段の異議の申立てがあつた場合は、学部、教養教育運営機構及び研究科の教育に関する委員会において申立て内容等を調査・検討する。その結果を踏まえ、学部長は、教授会（教養教育科目にあつては、教養教育運営機構協議会、大学院の授業科目にあつては、研究科委員会（工学系研究科にあつては研究科教授会。）。以下「教授会等」という。）の議を経て、対応を決定する。
5. 前項教授会等の審議結果は、当該学生に通知する。また、該当科目の評価に要する情報、答案、レポート等は、教授会等の議が終了するまで保存するものとする。

附 則

この要項は、平成19年2月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

佐賀大学外国人留学生のうち研究生の受入れに関する申合せ

平成 20 年 2 月 8 日
大学教育委員会承認

- この申合せは、佐賀大学研究生規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 19 条の規定に基づき、学部及び研究科の外国人留学生のうち研究生（以下「研究生」という）の受入れに関し必要な事項を定めるものとする。
- 研究生の入学の時期その他研究生の受入れに関し、必要な事項は、次の表のとおりとする。

入学の時期 (注 1)	前学期（4 月入学）		後学期（10 月入学）	
受入区分	私費外国人留学生	国費外国人留学生 外国政府派遣留学生 研究期間を延長する者	私費外国人留学生	国費外国人留学生 外国政府派遣留学生 研究期間を延長する者
出願受付日(注 2)	入学前年の 10 月末日まで	入学年の 3 月 10 日まで	入学年の 4 月末日まで	入学年の 8 月 20 日まで
提出書類	(1) 入学願書 (2) 最終学校の卒業・修了証明書(卒業・修了見込みの者は、卒業・修了見込証明書)(本学の学部又は大学院研究科出身者は、いずれの場合も不要) (3) 研究計画書 (4) 所属長の承諾書(現に職にある者) (5) 最終学校の成績証明書 (6) 最終学校からの推薦書(学校長又は指導教員)(私費外国人留学生に限る。)			
入学志願者の選考時期	1 月開催の教授会又は研究科委員会(工学系研究科にあつては研究科教授会。以下「研究科委員会等」という。)までその都度	3 月開催の教授会又は研究科委員会等までその都度	7 月開催の教授会又は研究科委員会等までその都度	9 月開催の教授会又は研究科委員会等までその都度
書類提出先	学部の研究生	教務課		
	大学院研究科の研究生	教務課(教育学研究科, 経済学研究科, 工学系研究科及び農学研究科) 学生サービス課(医学系研究科)		

(注 1) 入学の時期は、原則として、学年又は学期の始めとし、渡日前の場合は、入学の期日までに来日できることを原則とする。ただし、次に掲げる場合、特例として年度途中での入学を認める。

- 国費外国人留学生で補欠採用等のため 1 月渡日の場合
- 特にやむを得ない理由がある場合(受入教員からの理由書を必要とする。)

(注 2) 学部、研究科は、研究生を受け入れる際、事前に次に掲げる事項について確認する。

- 研究計画書の審査
- 本人との面接又は電話(メール含む。)による質疑応答
- 研究修了後の進路の確認

附 則

- この申合せは、平成 20 年 2 月 8 日から実施する。
- この申合せは、平成 20 年度の後学期入学志願者から適用し、同年度前学期の入学志願者は、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月30日改正）

この申合せは、平成22年4月1日から実施する。

佐賀大学外国人留学生のうち科目等履修生の受入れに関する申合せ

平成20年10月7日
大学教育委員会承認

- この申合せは、佐賀大学科目等履修生規程（平成16年4月1日制定）第4条第3項の規定に基づき、外国人留学生のうち科目等履修生（以下「科目等履修生」という）の受入れに関し必要な事項を定めるものとする。
- 科目等履修生の入学の時期その他科目等履修生の受入れに関し、必要な事項は、次の表のとおりとする。

入学の時期	前学期（4月入学）		後学期（10月入学）	
受入区分	新規入学者	履修期間を延長する者	新規入学者	履修期間を延長する者
出願受付日（注）	入学前年の12月10日まで	入学年の2月末日まで	入学年の4月末日まで	入学年の8月20日まで
提出書類等	(1) 入学願書 (2) 最終学校の卒業・修了証明書(卒業・修了見込みの者は、卒業・修了見込証明書)（本学の学部又は大学院研究科出身者は、いずれの場合も不要） (3) 学習計画書 (4) 所属長の承諾書（現に職にある者に限る。） (5) 最終学校の成績証明書 (6) 最終学校からの推薦書（学校長又は指導教員）（私費外国人留学生に限る。） (7) 所定の検定料			
入学志願者の選考時期	2月開催の教授会、研究科委員会（工学系研究科にあつては研究科教授会。以下「研究科委員会等」という。）又は教養教育運営機構協議会までその都度	3月開催の教授会、研究科委員会等又は教養教育運営機構協議会までその都度	7月開催の教授会、研究科委員会等又は教養教育運営機構協議会までその都度	9月開催の教授会、研究科委員会等又は教養教育運営機構協議会までその都度
書類提出先	学部又は教養教育運営機構の科目等履修生	教務課		
	大学院研究科の科目等履修生	教務課（教育学研究科，経済学研究科，工学系研究科及び農学研究科） 学生サービス課（医学系研究科）		

（注）学部，研究科及び教養教育運営機構は，科目等履修生を受け入れる際，事前に次に掲げる事項について確認する。

- 学習計画書の審査
- 本人との面接又は電話（メールを含む。）による質疑応答
- 修了後の進路の確認

附 則

- この申合せは，平成20年10月7日から実施する。
- この申合せは，平成21年度の前学期入学志願者から適用する。

附 則（平成22年3月30日改正）

この申合せは、平成22年4月1日から実施する。